

史

林

第三十卷 第二號

(通卷第百十六號) 昭和二十年四月發行

明の時代性について

——太祖の統治方針を中心とする——

田 村 實 造

歴史上において各時代のもつ性格といふものは、歴史學を研究するにあつては、當初から最後まで問題となるわけであるが、支那史のやうに、いまだ正しい意味での時代的區分が規定されてゐず、便宜上漢代とか唐代・宋代あるひは明代・清代などとただ朝代の交迭をもつて時代がわけられてをり、その上、歴史的發展性の緩慢である場合には、時代性といふやうなものは、とかく問題の焦點から逸脱しやすい。しかしそれは、往往問題の焦點から、はずれがちであるといふのみで、その重要性が稀薄だとか、または究極する目的の一でないといふので

は決してあるまい。ここにわたくしが、明朝の時代性について、貧しいながら一個の考察をこころみようとするのは、自分自身、ともすれば陥りがちのかかる癖から、すこしでも抜けだしたい努力からにほかならない。

さて、支那歴朝の時代性をうかがふにあつて、一つの手がかりとなるのは、その朝代を創建した始祖の統治方針であらう。もちろん時代の性格は、たとひ英雄や偉人であるにしろ、單なる一個人によつて創りあげられるわけのものではなからうが、國家の意志とか民族の志向

は決してあるまい。ここにわたくしが、明朝の時代性について、貧しいながら一個の考察をこころみようとするのは、自分自身、ともすれば陥りがちのかかる癖から、すこしでも抜けだしたい努力からにほかならない。

とかは鋭敏な道義的感覚、すぐれた政治的能力にめぐまれた人物の思想・意志などを通して自己みづからを顯現し、かれの行動をまつてはじめて、それを具體化せしめるものといひえよう。そして、それが偉業とか創業とかいはれるものなのである。

支那歷朝のうちでも、明はとくに一代を通じて祖法を重視し、それを改革するがときは、當路者たちにとつてまつたく思ひもよらぬことであつたほど保守性が強く、このことは、ただに政策上のみにかぎらず、明代の一般的傾向としてみとめられ、したがつてその基本的性格は、ほとんどがこの朝を興した太祖朱元璋によつて創りあげられてゐるやうに思はれる。

太祖はいまの安徽省鳳陽(濠州)に出自し、よくいはれるやうに、文字どほりの乞食僧から身をおこした人であるが、國際的自由放任主義の傾向が強かつた前代元朝の後をうけたかれの統治方針の根柢をつらぬくものは、およそ元朝のそれとは對蹠的な漢民族による國粹的統制主義であつたといへる。たとへば明實錄にもみえるやうに

かれは即位の後いくばくもない洪武元年二月詔を發し、前代漢人の間に行はれた蒙古風の辮髮を廢して、士民とも唐風の束髮にあらため、深褶の蒙古帽は冠にかへさせ、衣服もすぼん・筒袖は嚴禁し、あるひは蒙古語の使用、蒙古風姓氏の稱呼を禁じてゐるが、これは遼・金・元以來漢民族の間にうえつけられた北方民族の風俗・言語・習慣一切を徹底的に掃蕩して、漢民族本來の舊風にかへらしめんとしたもので、かれの國粹的民族主義を端的にかたるものにほかならない。滅夷興漢をスローガンとした太祖としては、けだし當然のことであらう。

しかし、かれのかかる統治方針を遂行するためには、まづ君主權の増強、中央集權の強化をはからねばならない。元來支那では唐宋以後君主がいちぢるしく獨裁的傾向をおびはじめ、宋に入ると君主の地位は尊嚴無比となり、その權限は強大化し、遂に明および、つづく清に至つてきはまつたといはれるやうに、明の太祖は宋以來の君主獨裁專制の傾向に拍車し、一意君主權の確立強化に専念してゐる。

洪武十三年宰相（左丞相）胡惟庸が大逆を謀つたのに連坐して罪せられるものおよそ一萬五千人、同じく二十三年には太師韓國公李善長以下三萬人が、ついで二十六年には將軍藍玉以下一萬五千人が、それぞれ謀反の罪によつて處刑されてゐるが、そのほかにもなんらかの口實を設けては、あるひは殺されたり、あるひは封爵を藉沒された功將權臣はおびただし數にのぼり、結局太祖一代の間に諸功臣の血族はほとんど全滅したといつても過言ではない。これらはいづれも君主權の強化、中央への集權をめざす企圖にほかならないが、これとともに行政組織の一大改革を斷行してゐる。すなはち胡惟庸の謀反事件を契機として、元代以來事實上政府の中樞機關となつてゐた中書省を裁去して、その下にある吏部・戸部・禮部・兵部・刑部・工部の六部局を獨立させ、それらの長官たる六部尙書の地位をのぼし、その職權を重くして、それぞれ國務を分掌せしめたが、このことはつまり總理大臣たる宰相を廢して、その下にあつた政務大臣にあたる六部尙書をそのまま天子に直隸せしめたもので、さらにい

ひかへれば、天子みづからが宰相をも兼攝して百政を獨裁することを意味するわけである。

行政面における六部の獨立に對して、一般官吏の監察に任じる都察院（洪武十五年十月）および軍務を總轄する都督府（洪武十三年正月大都督府に改む）を設置し、これらをもまた天子に直屬せしめて、政治・監察・軍事の三大權を嚴に分立し、地方にもまた中央政府と同様、政務を司る布政司（長官は布政使）、督察に任じる按察司（長官は按察使）、軍務を專管する都指揮司（長官は都指揮使）の三司を對立分設してをり、この中央・地方を通じる三府院の分設によつて、名實ともに天子の獨裁が行はれ、ここに庶民と天子とが政治の面において直結することとなつたといへる。

ところが、かやうに六部・都察院・都督府を直屬せしめて君主みづから天下に政治を布くとなれば、直接その手足となつて民にのぞむものは官吏であるため、必然的に官僚の重用擡頭のいきほひを馴致する。太祖も、この點には深く留意して、たえずこれを訓戒し、官紀の紊亂に

は深く留意して、たえずこれを訓戒し、官紀の紊亂に

は嚴刑峻法を以て臨むの態度をあきらかにしたことは、明史循吏傳首序などにみえるところであり³⁾、また近頃鄧嗣禹君も明大誥與明初之政治社會なる論文（燕京學報第二〇期所收、民國二十五年十二月）中において大誥中より幾多の事例をあげて、このことに言及してゐる。かく單なる訓戒や、あるひは刑法上のみにとどまらず、官吏を地方に赴任せしめるにあたつても周到の注意をほらひ、洪武十三年詔して南北更調を規定してゐるが、これはいはゆる廻避と稱せられ、官吏に對する地域的制限ともいふべきものである。すなはち北平・山西・陝西・河南・四川の出身者は浙江・江西・湖廣・直隸（南京）以外へは官吏として赴くことをえず、反對に浙江・江西・湖廣・直隸に出自するものは北平・山東・山西・陝西・河南・四川・廣東・廣西・福建以外への任官は禁ぜられ、廣東・廣西・福建出身の官吏は山東・山西・陝西・河南・四川以外へは赴任しえないのである⁴⁾。この廻避の制度は、要するに官吏が、もし郷里あるひはその傍近へ任官するとなると、支那は大家族制のこととて、しらすしらす閥族をつくり、職權

を濫用して地方政治をみだすに至ることを防遏せんとしたものにほかならない。官吏の跋扈橫暴に對しては以上のことのみにとどまらず、のちにのべる下部國民組織體の指導者ともいふべき里老や里長らをして、それぞれ官吏の行狀を直接上訴せしめるの道をも開いて、民間の側からもその横恣に流れることを防がしめてゐるが、しかしこれら單に官吏の惡政を防ぐといふ消極面のみにとどまらず、善良な官吏に對しては、もし民間側からの請願があれば、幾年でも同一地方に留任せしめ、その際は現地に在任のまま陞黜せしめるの便法をも構じてゐるが、⁵⁾これらのことは民の關心を政治に牽きつけるのに役立つしめんとしたものであらう。

つぎに官制の改革と相應じて、地方行政區劃の改編および國民組織の改組をも斷行してゐるが、なかでも國民組織の改組についてみると、洪武十四年太祖は全國に命じて國勢調査を行ひ、賦役黃冊と名づける新戸籍簿を編造せしめ、それにもとづいて地域的に隣接する賦役義務戸百十戸を以て一里を編制することとした。ただし城中

すなはち都城市においては、里の代りに坊、また都市の郊外では廂といふが、この百十戸のうちより丁（壯丁）糧（税糧）の多いもの十戸を選んで里長あるひは坊長・廂長とし、残りの百戸を十戸づつ都合十甲に分つたため、俗にこれを坊廂里甲の制と呼ばれてゐる。この里甲編制の目的は政治的といふよりも、もっぱら税役賦課の單位たらしめんとするにあつたことは、すでにしばしば指摘されてゐるところであるが、他面これによつて地方村落内における自然發生的な部落・隣保などはあらためて自治的新行政區として再組織され、政府としては、この里甲をして統制的機能を具へた地縁的團體たらしめたわけである。

したがつて、これまでは中央の政治力は、たかだか縣にまでしかおよばず、それ以下は人民の自治による形式がとられてゐたが、明代坊廂里甲制の編制せられるにおよんで、はじめて縣以下の里甲のごとき最下部組織にまで中央の統制力が浸透するに至つた。

さらにまた里の中から年長にして高德なるもの一人を

選んで里老となし、この里老をして里民を善導し、郷里の爭訟・勸農・水利・濯漑などおよそ村落生活の共同利害に關係する問題一切の自治的解決を圖らしめてゐるが、これは支那では漢の高祖以來、人心を收攬するために爲政者が常にとつてきた、いはゆる父老政治にほかならない。

かやうに國民組織の最下部構造が、太祖の意圖する方向に改編され、國家の政治的機構が、ピラミット型にまでつくりあげられたことは、言葉をかへていへば、頂點をなす君主と下底部を構成する庶民とを直結せんとしたもので、支那における政治上の一大進歩といへようが、

しかしそれによつて明代君主權が絶大化し、君主が權力的唯一者となつた結果は、凡庸な君主や幼君が立つと、その代行者の權限が極度に強力となり國の弊害は倍加する。あへて凡庸な君主をまつまでもなく、すでに太祖は、内外の章奏をことごとくみづから裁決せざるをえなくなり、そのため多くの煩雜と困難をともしなふてくるにつれ、洪武十五年十一月以來、華蓋殿・武英殿・文淵閣・東閣な

どの殿・閣に大學士を置いて顧問にそなへたが、成祖永樂帝以後になると、これらの殿閣大學士——俗に内閣と稱せらる——は、やうやく樞機に參與しはじめ、やがて内閣は六部と對立し、遂には宰相の實權を握つて國政を壟斷してゐる。そしてさらに趙翼も二十二史劄記卷三三、明内閣首輔之權最重の條に述べてゐるやうに、荒主童昏が立つと、政權は再び推移して宦官の掌中に歸することとなつた¹⁰⁾。かつて絶大な權勢を獨占してゐた大學士や宦官が、一度び失脚するや、幾千百萬の職品を籍沒收奪される事件も、明代においてとくにいちぢるしい。このことは他面からすれば、政治の腐敗を剔抉して政局を更新する上に寄與するところもあるであらうが、かく閣臣や司禮監が絶大の權勢を振ふに至るのは、一に君主權が強大化したといふ明代の歴史性から理解してゆかねばならない。それはともかく、以上のやうに君主の完全なる獨裁專制が行はれてくると、その反面において、君主個人の嗜好が強く政治・政策の上にも反映することは拒みがない事實である。

明の太祖の私淑した人物は、趙翼も述べてゐるやうに¹¹⁾漢の高祖であり、みづからの言動を多く高祖のそれにならはんとつとめてゐる。たとへば、さきに一言した胡惟庸・李善長・藍玉など諸功臣の大誅戮は、漢の高祖が韓信や彭越らの功將を誅殺したのと似てゐるともいへるし、また江南の富豪十四萬戸を徙して中都（安徽省鳳陽縣）を實し、ついで浙江等九省および應天十八府の富戸一萬四千三百餘戸を京師（南京）に徙したことは、漢のはじめ齊・楚の大族昭氏・屈氏・景氏・懷氏・田氏らの諸姓を關中に徙民したのと相應じてゐる。なかでも、その二十四人の皇子ははじめ一族子弟および諸功臣を各省に分封したことは、あきらかに漢初のそれを承けたものであるが、中央集權制の強化に専念するかれが、諸皇子はともかく諸功臣に對して封建制を布かんとすることは、まさしく一つの大きい矛盾といふべきである。

しかし、明の封建制も仔細にみると、漢初の制にならつたとはいふものの、それは表面の形式上の模倣にすぎなく、本質的には全く異なるものがある。漢代においては

周知のやうに、封建諸王・公はそれぞれ土地を與へられた上、人民の支配をも許されてゐるが、それに反し、明ではただ單に位階と官爵とを與へられるのみで、原則として土地・人民の領有・支配は許されてゐない。すなはち一例を太祖の諸皇子にとつてみると、太祖には皇太子標（建文帝の父）以下二十六人の男子があり、うち標と楠の二人をのぞく二十四人は、いづれも王室の藩屏として全國の要地、たとへば第二子秦王棧は西安に、第三子晉王櫓は太原に、第四子燕王棣は北平に封ぜられ——もつとも第九庶子の趙王杞は洪武三年封をうけ、翌四年殂して子なく封をのぞかる——歳に祿一萬石をうけ^四、それぞれ王府を開いて、護衛の軍士二・三千人ないし一萬六千人内外を置き、親王として冕服・車旗・邸第は天子に下ること一等のみといふ權勢を附與され、公侯諸大臣をも跪坐拜謁せしめたが^四、しかし、これを實質的な面からみると、明史・漢諸王傳の序にも列^レ爵而不臨^レ民、分^レ藩而不錫^レ土、與^レ周漢封國^二稍異といふやうに、原則として土地・人民の支配は許されず、そののみか、わづか一萬石

の歳祿すら、當該布政司からこれをうけ、麾下の衛士も中央の兵部（五軍都督府都司）に隸籍するありさまであり、結局實權は中央派遣の布政司に掌握されて、いたづらに虚位虚權を有するにすぎないことがわかる。かく全く骨抜きされた擬制的封建制を布いてゐることは、漢における諸藩專横の弊害にこりた太祖の深慮遠謀によるものと一應は考へうるが、他面、君主權の絶對化に向つて進みゆく政治上の必然的趨勢が、たとひ太祖個人の意圖によるとはいへ、漢代にみるごとき完全な意味における封建制の樹立を遂行せしめなかつたのではあるまいか。換言すれば、支那史における、いはゆる近世的發展の流れに逆行せんとする明祖の復古的企圖は、如上のごときあいまいな擬制的制度に落ちつかざるをえなかつたのであらう。これは一例をあげたにすぎないが、かかる歴史的發展の方向に逆行せんとする復古性、一種の形式的古典性は、ひとり政治のみにかぎらず、土地・農村政策においても、大地主の存在を否定して自作農の世にかへさんとする復古的方針を堅持してをり、あるひは外國關

係にあつても極端な鎖港主義をとつてゐるが、しかもかかる矛盾を容易に止揚しえずして、二百七十餘年にわたり包藏しつづけるところに、明代史の一特質が存するものともいひうるであらう。

太祖の統制主義は、さらに法制の上にも顯著に投影されてゐる。そもそも明代政治の特色は、一に法律の完備にあると稱せられてゐるが、これも全く太祖に負ふものである。太祖は法律制定には、異常な熱意と深刻な體驗にもとづく強い自信とを有してをり、力でとつた天下を法によつて治めんとした人である。洪武元年大明律・令撰定にあたつても、一條一條ごとに熟讀玩味し、唐律令とも比較攷究してみづから裁斷を下し、さらにその後、生涯を通じて數次の改修を行つて完璧を期したといはれるが、その根本には、常に簡明にして一般庶民にもたやすく諒知しうるやうなものたらしめんとする精神が流れてゐたため、從來法令の基準とされてゐた唐律・令にも根本的改編を加へてゐる。明律・令の最初の條文は、吏律十八條・令二十條、戸律六十三條・令二十四條、禮律十四

條・令十七條、兵律三十二條・令十一條、刑律百五十條・令七十一條、工律八條・令二條の六部に分けて、官制の六部分立制に相應じるやうに編纂されてをり、さらに洪武二十二年には、三十卷四百六十條より成る更定大明律が同じく六分法によつて改編された¹⁾。この明律をつらぬく精神ともみるべきは、法家的嚴罰主義であるが、統制を遂行せんとするには常に強力なる法的背景を必要とすることを思へば、これは當然といへよう。

しかながら太祖は、いまもいふやうに、法律の制定に對しては強い自信と熱意とを有してゐたとはいへ、そのためにまた法あるを知つて人あるを知らない傾きがあり、いきほひ法律・制度の完備にのみ意を注ぎ、それのみによつて人を壓へんとする傾向が強かつたやうである²⁾。このことは一の多に對する統合、すなはち君主の庶民に對する統合ではなくして壓倒であり、兩者の遊離を君主としての權力を具象する法令によつて統制してゐるにすぎない。壓倒と統合、いひかへれば多に對立する一と、多を含んで立つ一との間には、位次的に大きい相違があ

ることを、われわれは見のがしてはならない。明の社會が劃一的・類型的なものたらしめられたのも、これに歸因するところ大といふべきである。

さて以上述べたやうな、太祖の政治上における國粹的統制主義ともいふべきものは、明一代を通じて基本的性格をなしてをり、さらに、これについてひろくみてみれば、文化の方面においても、その後成祖の永樂時代になると、四書大全・五經大全・性理大全などの國定書をつくつて學者・讀書人層に對し學問研究の方向を指示し、そのため文章までも、八股文といふ標準文體が成化以後とくに盛行したが、この八股文は形式上すこぶる整然としてはゐても、内容にとほしく、したがつて迫力もなければ、個性のにじみでるものもない。また書物としても、永樂大典をはじめとする唐類函・三才圖會などの類書(大百科辭典)や、あるひは漢魏叢書・津逮秘書・寶顏堂秘笈のごとき叢書の類が多く編纂刊行されてをり、建築・工藝方面でも南・北兩京の宮殿や陵廟さては北邊の萬里長城など大規模な集成的なものが多く造營されたが、それらはい

はば文化的產物の統合・綜合といはんよりかは、むしろ集合にすぎないものである。

經濟方面でも、明末になつて一條鞭の法が施行されはじめてをり、これは唐以來税制の根源をなす地租と人頭税とを併合して一條に徴收する方法にして、支那税制上の一大革命であるが、この税法の根柢にも統制的精神が流れてゐることはいふまでもないであらう。

最後に、このやうに太祖の統治方針が、その朝代を通じて明代ほど強烈に維持せられてゐるのは、支那でもむしろすくないであらうが、これについて聯想されるのは、明代にあつては中興的政治が出現してゐないといふことである。一般には宣宗あるひは孝宗を以て、中興の英主などといはれるやうであるが、元來中興政治とは、國初以來行はれてきた政治・經濟その他萬般にわたる諸の制度や機構が、長い年月の經過によつて醗酵した幾多の弊害や矛盾を止揚すること、すなはちよりよい體制において、それらの弊害を破綻なく除去し、またより高次の立場にひきあげるによつて、それらの矛盾を解消する

ことであるが、宣宗も孝宗も、かかる意味においての政治を布いた君主とはいひがたいであらう。とり立てていふべき中興的政治の行はれない朝代、それは端的にいへば飛躍のない、發展のない時代である。したがつて明は、太祖の立案し樹立したあらゆるものを止揚しえず、それらをつもりゆく弊害とともにますますかたく保守しつづけて、いはゆる頭部肥大症に犯されたものであり、傳統祖法の偏重による因襲性の強い時代ともいへる。さきに明代の基本的性格のほとんどが、太祖によつて創りあげられてゐるといつたのは、この意味において了解されるであらう。

しかし明も、その末年の萬曆時代になると、張居正を中心とする人人によつて、土地・税制などの主として經濟的方面に對し大規模な改革が行はれんとしたが、時期すでに遲きにすぎて腰がくだけた態となり、やがて流賊李自成に滅ぼされ、さらに社稷は清朝にゆづらねばならなくなつたのである。

明代のみに立場をおくならば以上のやうにいへるが、

明朝をうけた清朝をも含めて考へるとき、さきにいつた明の中興政治なるものが、つぎの清朝によつて布かれてゐることに氣づくであらう。清朝は周知のやうに漢民族以外の滿洲族によつて建國された國家であるため、われわれはややもすれば、かれら獨白の八旗兵制や、あるひは滿漢併用制の政治組織を重視するあまり、その漢民族に對して施行した政治體制が、明朝のそれとは全く本質を異にするものであるかのやうに眩惑されがちであるが、いまいつた兵制や滿漢併用制は別として、清朝こそは支那本土に君臨するにあたり、その制度全般、國民組織にしても、大學士による國政掌理にしても、土地制・租税制（地丁銀制）などの經濟・財政政策にしても、はたまた法律の點においても、前明の遺制をほとんどそのまま套襲して、その弊害や矛盾の除去・解消につとめたもので、逆説的かも知れないが、中興なき明朝のために中興政治を遂行したものは清朝であるとも考へられる。かかる意味において明・清は相連續するものであり、これを一體として考察されねばならない。そしてまた明清を一體視

するときわれわれには明代史に對するさらにあらたなる立場と興味とが生れてくるであらう。

〔補註〕

- (1) これについては明太祖實錄、洪武元年二月の條につきのやうに傳へてゐる。

詔復衣冠如唐制、初元世祖起自朔漠以有天下、悉以胡俗變易中國之制、士庶皆辨髮椎髻・深褶胡帽、衣服則爲勝褶窄袖及辨線腰褶、婦女衣窄袖短衣、下服裙裳、無復中國衣冠之舊、甚者易其姓氏爲胡名、習胡語、俗化既久、恬不知怪、上久厭之、至是悉命復衣冠如唐制、其辨髮・椎髻・胡服・胡語・胡姓一切禁止、中略 於是百有餘年胡俗悉復中國之舊矣

- (2) 中書省を廢罷して六部を陞すの詔は、同じく太祖實錄、洪武十三年正月癸卯の條にみえ、ついで同年三月戊申には、六部の官制を制定してこれを發布してゐる。

- (3) 明史卷二八一、循吏傳の序にも

明太祖懲元季吏治縱弛・民生凋敝、重繩貪吏、置之嚴典、府州縣吏來朝陛辭、諭曰、天下新定、百姓財力俱困、如鳥初飛、木初植、勿拔其羽、勿撼其根、然惟廉者、能約己而愛人、貪者必陵人以肥己、爾等戒之、云云

といふ。

- (4) これについても太祖實錄、洪武十三年正月乙巳の條に、つぎのやうにみえる。

明の時代性について

- 上侍奉天門選官、命吏部以北平・山西・陝西・河南・四川之人于浙江・江西・湖廣・直隸有司用之、浙江・江西・湖廣・直隸之人于北平・山東・山西・陝西・河南・四川・廣東・廣西・福建有司用之、廣東・廣西・福建之人亦于山東・山西・陝西・河南・四川有司用之、考覈不稱職及爲事解降者、不分南北、悉于廣東・廣西・福建汀漳・江西龍南・安遠・湖廣郴州之地遷用、以示勵懲
- (5) 明史循吏傳および二十二史劄記卷三一、明初吏治あるひは因部民乞留而留任且加擢者同じく卷三五、明制凡百官布衣、皆得上書言事の條などを參照。
- (6) これについては、和田清博士編、支那地方自治發達史、第四章 第一節および第三節參照。

- (7) 同上書、第四章 第五節參照。

- (8) 内藤湖南博士、近代支那の文化生活（支那論三四一頁―三四三頁）參照。

- (9) これについて太祖實錄洪武十五年十一月戊午の條には

敕宋制置嚴闡學士、以禮部尙書都督質爲華蓋殿大學士、翰林學士宋訥爲文淵閣大學士、檢討吳伯宋爲武英殿大學士、典籍吳忱爲東閣大學士

とみえる。

- (10) 趙翼も二十二史劄記卷三三、明内閣首輔之權最重の條の末尾において

究而論之、總由於人主不親政事、故事權下移、長君在御、尙

以票擬歸內閣、至荒主章昏、則地近者權益專、而閣臣亦聽命矣。

と述べてゐる。

同前書卷三二、明祖行事多仿漢高。

(12)(11)

親王の歲賜祿米は當初は五萬石であつたが、洪武二十八年一萬石に減ぜられ以後これが、大體において明一代の定制となつたやうである。明太祖實錄につきのやうにみえる。

(13)

洪武二十八年閏九月庚寅、詔更定親王歲賜祿米、先是、上謂戶部尙書郁新等曰、朕今子孫業盛、原定親王歲用祿米各五萬石、今天下官吏軍士亦多、俸給彌廣、其斟酌古制、量減各王歲祿以資軍國之用、至是、戶部議更定親王歲祿米萬石、云云これについて明史諸王列傳の序には

考明初親王制、祿歲萬石、府置相傳官屬、護衛甲士少者三千餘人、多者至萬九千人、隸籍兵部、冕服車旗・邸第下天子一等、公侯大臣伏而拜謁、禮無與鈞、體至崇重矣、云云といひ、明史卷一一六、諸王傳もほぼこれをうけてゐる。なほ明代諸王の封建については布日潮風氏の研究、明朝の諸王政策とその影響（史學雜誌第五五編第三・四號連載）があり、それに

よると各王府の護衛軍士の數も實際は三千人以下の千數百名より一萬六千名内外におよぶといひ、また就藩の諸王は、原則として土地の領有、人民の支配を認められないが事實においては太祖朝より土地を所有した諸王もあつたことが例示されてゐる。これについては、二十二史劄記卷三二、明分封宗藩之制をも參照されたい。

(15)(14)

内藤乾吉氏、大明令解説（東洋史研究第二卷第五號）參照。

太祖の嚴刑主義については、明史卷一三九葉伯巨傳には、かれが太祖に對し刑罰を用ひることの太だ繁きを諫めたといひ、また同じく卷一四一練子寧傳にも、廷試における對策に、かれが天之生材有限、陛下志以區區小故、縱無窮之誅、何以爲治といつたと述べてゐることからも、うかがはれるが、沈家本は沈寄簠叢書に收められる明大誥峻令考中において數多事例をあげてこれをいひ、さらに鄧嗣昌君も明大誥與明初之政治社會（燕京學報第二〇期所收）の第五節、大誥中の嚴刑峻法中にこれを詳説してゐる。なほまた、これについては趙翼の二十二史劄記卷三二、明祖晚年去嚴刑おなじ卷三六、明祖用法最嚴の條などをも參照すべし。